

# 日高川町子ども読書活動推進計画 (第二次)



令和5年4月  
日高川町教育委員会

# 目 次

1	策定にあたって	
	(1) 計画策定の背景と目的	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 計画の期間	1
2	基本方針	
	(1) 読書の楽しさや重要性の理解促進	2
	(2) いつも読書に親しむことができる環境づくり	2
	(3) 読書活動に取り組む各団体等の連携	2
3	第一次計画の成果と課題	
	(1) 家庭における子どもの読書活動推進	3
	(2) 保育所（園）における読書活動の推進	3
	(3) 学校における読書活動の推進	3
	(4) 公民館図書室における読書活動の推進	4
4	子どもの読書活動推進のための方策	
	(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	5
	(2) 保育所（園）における読書活動の推進	5
	①絵本に親しむための環境づくり	
	②公民館図書室やボランティア、学校との連携	
	③保育士の資質向上	
	④保護者への啓発	
	(3) 学校における読書活動の推進	6
	①学校司書の配置	
	②読書環境づくりと読書活動の充実	
	③学びの拠点となる図書館づくりと読書意欲等の向上	
	④障がいのある子どもの読書活動の推進	
	⑤公民館図書室やボランティアとの連携	
	⑥教職員の資質向上	
	⑦保護者への協力依頼	
	(4) 公民館図書室における読書活動の推進	9
	①子どもの居場所としての図書室づくり	
	②子どもが利用できる蔵書の充実	
	③公民館職員の資質の向上	
	④子どもと本をつなぐきっかけづくり	
	⑤保育所（園）、小学校、中学校とのネットワークづくり	
	⑥家庭における読書の支援	
	⑦ボランティアとの連携	
5	おわりに	11
6	資料	
	(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律	12
	(2) 用語解説	14

## 1 策定にあたって

### (1) 計画策定の背景と目的

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、4月23日を「子ども読書の日」とするなど、子どもの読書活動の推進に必要な事項を定めています。

この法律に基づき、国においては平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定されました。その後、平成 20 年 3 月には、この基本計画の成果と課題を踏まえた第二次計画、平成 25 年 3 月には第三次計画、平成 30 年 4 月には第四次計画が策定されました。

和歌山県では平成 16 年 3 月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」が策定され、子どもが自主的に読書活動を行い、読書習慣を身につけるための読書環境の整備と指針が示されました。その後、平成 21 年 3 月には第二次計画、平成 26 年 3 月に第三次計画、平成 31 年 3 月に第四次計画が策定されました。

日高川町におきましても子どもの読書活動のさらなる推進のために、平成 30 年 4 月に「日高川町子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を策定しました。この第一次計画の期間における成果、課題について整理し、子どもの読書活動を今後さらに推進するための施策の遂行が必要になります。このことから、読書に親しむことで子どもたちが豊かな心を育むとともに、生涯にわたって自ら生きる力、学ぶ力を養うことができるよう、「日高川町子ども読書活動推進計画」（第二次計画）を定めます。

### (2) 計画の位置づけ

日高川町子ども読書活動推進計画（第二次計画）は、国や県における子どもの読書活動に関する動向を踏まえるとともに、「日高川町長期総合計画」、「日高川町教育大綱」との整合を図った内容とします。

### (3) 計画の期間

計画期間は、令和 5 年度から 5 年間とします。



## 2 基本方針

子どもたちは読書を通して読解力や思考力、表現力などを養います。また、幼児期から年齢に合わせて多くの本にふれることにより、言葉の発達が促され、コミュニケーション能力が高められ、豊かな想像力に基づいた感性や発想力を身に付けていきます。

日高川町では、次世代を担う子どもたちが生涯において多くの本に親しみ、心豊かにたくましく生きていくことができるよう次の3項目を基本方針とします。

### (1) 読書の楽しさや重要性の理解促進

子どもが本に親しみ、興味をもっていく成長過程の中では、家庭や学校での読書環境が大きく影響することから、子どもの読書にとっては家庭や学校での配慮や取組が大切です。

そのため家庭においては、子どもの発達段階に応じて、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたり、公民館図書室へ出かけたり、子どもが読書に親しむきっかけをつくることが望まれます。また、学校でも読書に親しむための機会づくり、環境づくりが大切です。

大人も子どもと一緒に読書を楽しむ機会をもつとともに、子どもの成長に応じて、子どもの読書活動を温かく見守り、応援していくことが家庭や学校での重要な役割です。

よって、家庭や学校における読書教育に関する講座や研修会等において、読み聞かせや読書の楽しさ・重要性について啓発し、理解の促進を図ります。

### (2) いつも読書に親しむことができる環境づくり

子どもが自主的に読書活動を行えるよう、子どもの読書を応援し、子どものまわりにもいつも本がある環境をつくり、読書に親しみ、読書を通して子どもが成長できるよう、読書環境の整備に努めます。そのため、子どもの発達段階に応じて、公民館図書室をはじめ保育所（園）や学校などで本と出会えるようにそれぞれの施設が役割を果たしていきます。

### (3) 読書活動に取り組む各団体等の連携

子どもが読書の楽しさを知るきっかけや、読書に親しむ機会を提供しながら、子どもの読書を応援するため、読書活動に関わる各団体等の連携・協力を進めます。各団体間で図書に関する情報を共有したり、資料や施設の相互利用を図ったり、読み聞かせや読書に関する講座等を開催したりします。また、その成果を子どもの読書活動の推進に生かしていきます。

### 3 第1次計画の成果と課題

#### (1) 家庭における子どもの読書活動推進

乳幼児と絵本の最初の出会いの一つとしてのブックスタート(※1)の継続、公民館図書室ではボランティアサークルと連携しての読み聞かせや、子育て講座での絵本の読み聞かせに関する講演などを継続的に行い、家庭において読書とふれあえる機会の充実を図ってきました。

課題としては、家庭における読み聞かせの大切さをもっと多くの方々に知っていただけの方法を模索する必要があります。また、ボランティアメンバーの継続的な確保が難しいため、活動内容を周知しながらメンバー募集に努める必要があります。

#### (2) 保育所(園)における読書活動の推進

乳幼児期の年齢や発達段階、季節や子どもの興味に応じた読み聞かせや読書に親しむ機会を継続的に提供してきました。

年長児には公民館図書室の見学を行う機会を設け、公民館図書室への親しみや本に対する興味をもつきっかけづくりや家庭での読書の推進を行ってきました。例えば、公民館図書室で公民館職員による読み聞かせや、保育所(園)から園児が読みたい本の貸出を行ってきました。

課題としては、絵本をきっかけとして様々な活動へ発展していける工夫をしたり、子どもが読みたい本を自ら選んで読める自由な時間やくつろげる空間を設けたりする必要があります。

#### (3) 学校における読書活動の推進

令和2年度には学校司書2名を配置し、学校図書館に「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能を持たせるように、環境整備、資料収集・提供、選書等を進めてきました。具体的な活動としては、学校でのビブリオバトル(※2)やブックトーク(※3)等の開催や資料提供での授業サポートを行うなど読書活動支援を行ってきました。また、十進分類法による配架や古い情報の入れ替えで除籍を進めてきました。同時に図書資料情報の電算化を進め、資料検索や蔵書管理を容易に行えるようにしました。また、県立図書館の団体貸出、協力貸出を利用し、授業で使用する図書を増やすことで、より充実した授業の展開ができました。

快適に読書ができる環境を整え、読書活動を支援するため、学校図書館への空調設備設置を進め、町内すべての学校で設置が完了しました。

課題としては、小中学校合わせて14校に対して2名の学校司書を配置していますが、十分とはいえない現状であり、工夫しながらより豊かな読書活動を進めていく必要があります。また、電算化により資料管理の細分化が進んでいく中で情報検索能力、情報処理能力などのスキルを習得させる必要があります。

#### (4) 公民館図書室における読書活動の推進

居心地の良い読書環境づくりや、図書室に来るきっかけとなるようなイベントの開催、幅広い年齢や分野に対応できる蔵書や資料の充実を行ってきました。また、限られたスペースで、より効果的に利用しやすい環境とするため配架点検、除籍等を積極的に行ってきました。学校と連携して移動図書館を再開したり、リサイクル本を活用した古本市等も行ったりしました。

課題としては、ヤングアダルト向け資料や点字図書、LLブック（※4）など多様なニーズに合わせた資料が少ないのが現状であるため、充実した資料収集が求められます。貴重な資料等を継続的に活用していくために電子化を行い、電子書籍（※5）として併用することが望まれます。また外部団体や他機関と連携した読書イベントや研修を今後進めていく必要があります。



## 4 子どもの読書活動推進のための方策

### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが乳幼児の頃から本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭における読書環境の充実が重要です。子どもは手の届くところに本があり、保護者から読み聞かせをしてもらったり、一緒に本を楽しんだりすることで、言葉や読解力はもちろんのこと、想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。特に乳幼児期の親子のふれあいや、言葉かけ、読み聞かせなどは、その後の読書活動にも良い影響を与えます。家庭での読書を楽しむ環境づくりや読み聞かせの大切さなどについて啓発し、保護者が乳幼児と楽しい時間を過ごすためのコミュニケーションツールのひとつとして、絵本が活用されるように働きかけます。

日高川町では乳幼児と絵本の最初の出会いの一つとして、「ブックスタート(※1)」という位置づけで、新生児・乳児訪問の際に第1子を対象に保健師から絵本を1冊プレゼントしています。その後も継続的に親子で絵本にふれあえるよう、公民館や子育て支援センターで読み聞かせなどを行い、絵本の楽しさ、大切さを伝え、家庭でも絵本にふれる機会をもてるよう支援を行います。

また、家庭教育に関する講座や研修会等を開催し、家庭における読書の重要性について学ぶ機会を提供するとともに、保護者も日頃から本を読んだり、子どもと一緒に公民館図書室で好きな本を選んだりして、一緒に読書を楽しむことができる環境づくりに努めます。

### (2) 保育所(園)における読書活動の推進

保育所(園)で一日の大半を過ごす子どもにとって、保育士と一緒に絵本にふれることは、今後の成長に大きな効果が期待できることから、日常の保育の中に読み聞かせの時間を積極的に取り入れています。

幼児期に絵本や物語のおもしろさ、楽しさを体験することが、その後の読書習慣を形成する上で重要になってくることから、今後も各保育所(園)において積極的に読書に親しむ活動を行います。

乳幼児は絵本を読んでもらうことによって、読み手の心と通じ合うようなふれあいを体験するとともに、そこに描かれた世界を共有する体験をします。読み手との間に生まれた愛情や信頼感は、子どもにたくましく生きていく力を与えることとなります。

#### ①絵本に親しむための環境づくり

子どもが絵本への興味や関心を高めるためには、読み聞かせや読書の楽しさにふれる機会を提供していくことが大切です。そのためには年齢や発達段階、子どもの興味に応じた絵本の充実を図りながら、子どもが絵本を通して多様な体験などを楽しめるような効果的な絵本の活用法を模索していきます。

また、子どもたちが絵本に親しめる環境づくりをさらに進めていくためには、絵本棚や絵本ラックが設置され、いつでも自由に絵本を手にとって読んだり、見たりできるような空間を設けることが求められます。

## ②公民館図書室やボランティア、学校との連携

子どもがどんな絵本に興味をもつのかなどの情報について、公民館図書室と連携し、量のみならず質的にもすぐれた絵本を揃えるよう努めます。また、公民館図書室見学の機会を設け、図書室には多くの絵本や図鑑などがあることや普段から利用できることを知るきっかけをつくります。

子どもの読書活動に関わるボランティアや学校に読み聞かせなどについての協力を依頼するなど、地域との連携や異年齢交流を継続的に行います。

## ③保育士の資質向上

子どもの発達に応じた絵本や物語の選定、効果的な絵本の活用法や読み聞かせの方法などについて積極的に学びます。また、図書に関する研修会なども積極的に開催し、保育士としての資質の向上に努めます。

## ④保護者への啓発

乳幼児期の保育・教育は、家庭との連携なくして進めることは困難です。家庭への絵本の貸出や保護者向けの読み聞かせ講座などを開催するなど、保護者に対して読書や読み聞かせの大切さや意義を伝える機会を積極的に設け、家庭での読み聞かせなどを働きかけます。

## (3) 学校における読書活動の推進

子どもの読書意欲は、小さい頃は比較的高いのですが、成長するにつれて徐々に読書離れが進んでいく傾向が見られます。子どもが読書に親しみ、読書習慣を形成していくうえで、学校は大きな役割を担っています。学校教育法においても、義務教育の目的を実現するための目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられています。

学校においては、令和2年度に小学校の学習指導要領が改訂され、その中でも「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす」との記載があります。さらに国語の教科では新たに「学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目することなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること」と細かな内容が盛り込まれています。令和3年度に改訂された中学校学習指導要領にも同様の記載が追加されています。

読書を通して子どもは言語感覚や言語理解を身に付けていきます。言葉の意味だけを理解するのではなく、情景や心情を想像しながら言葉に触れられる読書は、読解力を向上させるためにも有効です。日高川町学校司書と連携し、さまざまな分野の図書に出会える工夫や仕組みを考えていくとともに、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行います。

読書を通して豊かな言葉や多彩な表現等に多くふれる機会を提供するとともに、子



どもの成長や年齢に応じた読書力を育むために、読書への意欲をもたらす取組や読書指導に努めます。

### ①学校司書の配置

学校図書館の役割は年々高まってきており、これからの小・中学校の学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング（※6）の視点からの学び）を効果的に進める基盤づくりの役割も求められています。学校図書館が活発に機能するためには、児童生徒が本と出会うためのソフト面での支援が必要になります。

平成26年の学校図書館法の一部改正では、学校司書が「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」として明確に位置づけされ、学校図書館への配置が「努力義務」として地方自治体などに課せられました。

日高川町では、平成29年4月から学校司書を1名配置し、環境整備、読書活動推進を中心に取り組んできました。また、令和2年度には学校司書を1名増やし、学校図書館の日常の運営・管理や学校図書館を活用した教育活動の支援等を積極的に行っています。学校図書館の機能として「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の役割を果たすべく、居心地の良い環境づくり、学習に適した資料収集、利用しやすい資料の配架、保存など多岐にわたる重要な役割が果たされることが期待できます。それら以外にも児童生徒にレファレンスサービス（※7）や他の機関との連携で県立図書館から団体貸出や協力貸出を進めています。

また、前述の学校図書館法の一部改正では、国及び地方公共団体は、学校司書の資質向上を図ることにも努めるよう求められており、学校司書は普段から読書活動に係る情報収集や教員への情報提供、研修会への積極的な参加に努めます。

### ②読書環境づくりと読書活動の充実

児童生徒が本に接し、本に親しむ機会や時間を増やすため、小学校では「読書タイム」や「児童によるおすすめ本の紹介」、「読書冊数が多かった児童の表彰」、中学校では「読書タイム」や「調べ学習での積極的な図書利用」、生徒会図書部による「本の紹介」などに取り組んでいます。また小学校では「読書の木（※8）」の掲示、中学校では「ビブリオバトル（※2）」の体験などにも積極的に取り組んでいます。

学校での読書活動を進めていくためには、学校図書館に常に魅力のある本を揃え、気軽に、かつ快適に読書ができる環境をつくる必要があります。また、各学校において多様な読書活動の推進が図られるように、他の学校の先進的な取組を参考にしながら、学校図書館の施設や環境づくりを進めていきます。

### ③学びの拠点となる図書館づくりと読書意欲等の向上

学校図書館には、学校における読書活動や調べ学習の拠点としての機能が求められており、児童生徒の知的活動を支援するため、最新の図書や各教科、総合的な学習などで必要とされる資料を収集するほか、必要に応じて地域に関わる資料を揃えること

が必要です。

また、学校図書館を小学校、中学校における学びや情報の拠点として充実させ、より多くの児童生徒に活用される取組が必要です。さらに、読書の魅力や新たな知識を得る楽しさを伝えて児童生徒の読書意欲や学習意欲の向上に取り組み、学習に必要な資料を自ら探すことができる力の育成を図ります。

#### ④障がいのある子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障がいの状態や特性に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等、特別支援学級等における読書活動の支援を図ります。特別支援学級の学級文庫の充実はもちろんですが、子どもの身近な生活に即した内容での読み聞かせの実施やボランティア等による読書支援の活用を推進していきます。

また、令和元年6月28日に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。誰でも自由に読書ができるような環境（読書バリアフリー）を整えていくことが求められています。そのため学校図書館において点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック（※4）、マルチメディアデジター図書（※9）、外国語による図書、読書補助具（※10）、拡大読書器（※11）、電子書籍（※5）等の整備を進めていきます。

#### ⑤公民館図書室やボランティアとの連携

学校における子どもの多様な読書活動を推進していくためには、学校が地域と連携して、地域ぐるみで子どもの読書活動に取り組むことが重要です。そのためには公民館図書室や県立図書館等と連携し、資料提供や移動図書の活用、ボランティア等の協力など、地域との連携を積極的に図ります。

#### ⑥教職員の資質向上

学校図書館の計画的な利用とその機能の活用は、各教科等において、どの教員にも求められます。日高川町学校図書館活用計画を作成し、学習指導の充実や自らの資質向上のため、それぞれの教職員が学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けるよう努めます。また、今後は学校ごとに選書委員会を立ち上げ、購入基準や廃棄基準等についても検討していき、学校司書と協同で図書の質の向上を図ります。

#### ⑦保護者への協力依頼

子どもが読書に親しみ、読書習慣を形成していくためには、読書に対する保護者の理解が大切になります。そのためには、子どもが家庭で読書に親しむ機会がもてるように家庭における読書の大切さや習慣形成の大切さを広く周知し、保護者へ理解と協力をお願いしていきます。

#### **(4) 公民館図書室における読書活動の推進**

公民館図書室は、すべての町民等にかかれた施設であるため、幅広い年齢の子どもを対象に本や情報を提供する拠点となることが求められます。また、子どもが読書を通して想像力、思考力、言語能力を養い、調べ学習など生涯にわたって自ら学ぶ拠点でもあります。

公民館図書室は、子どもに本を提供するほか、教育機関や読書活動支援団体などとの繋がりを持ち、ボランティアの育成を図り、町全体で子どもの読書を推進する環境づくりの中心となるよう努めます。

##### **①子どもの居場所としての図書室づくり**

子どもが本に接するために、まず公民館図書室に来てもらうことと、公民館図書室が子どもにとって好きな場所であることが必要です。未来に生きる子どもたちの居場所であり続けるために、子どもたちが気軽に来ることができる身近な図書室をめざします。

各図書室にはキッズスペースなどを整え、子どもや保護者がゆったりと自由に本を手にとって見るができるよう努めています。また、今後は中・高校生に適した本、興味をひく本などを揃えたヤングアダルトコーナー（※12）を設け、青少年が訪れたいくなる魅力的な図書室をめざします。

##### **②子どもが利用できる蔵書の充実**

情報は日々新しくなり、毎年多くの新しい本が出版されています。公民館図書室では、新刊図書の実に積極的に努めています。今後も魅力的な絵本や小説、最新の情報が記載された図鑑など、図書室の資料を継続して整備するとともに、子どもたちの興味や関心が生まれるような資料を揃えるよう努めます。

また、障がいのある子どもを含め、すべての子どもがいつでも自分に合った本に接することができる環境を整備するとともに、子どもが本を読みたい、知りたいという気持ちを高め、自主的に本を読むことのできる環境づくりに努めます。

##### **③公民館職員の資質の向上**

公民館職員は図書や読書活動に係る研修会等に積極的に参加し、絵本や子どもの読書に関する知識を身に付け、保護者や子どもの読書活動に関わる団体にとって良き相談者となるとともに、本に親しみやすい環境づくりについての知識を深めます。

また、各公民館図書室相互の連携や協力をさらに強めるとともに、地域の教育資源や先進的な取組事例等を生かしながら、本と出会える場を提供できるよう努めます。

##### **④子どもと本をつなぐきっかけづくり**

公民館では、子どもたちが様々な本を知ること、子どもと本を繋ぐことを目的に、子どもたちが図書室に来るきっかけづくりになるような読み聞かせや図書イベントなどの公民館講座の開催に努めます。今後も広報紙やチラシ、ホームページ等を通して

子どもたちに多くの本を紹介し、文化や芸術、科学にふれる機会等をつくることに取り組みます。

#### ⑤保育所（園）、小学校、中学校とのネットワークづくり

町内の保育所（園）、小学校、中学校との連携を密にし、子どもたちにどのような本が求められているか、必要とされているかなどの情報交換や把握に努めます。

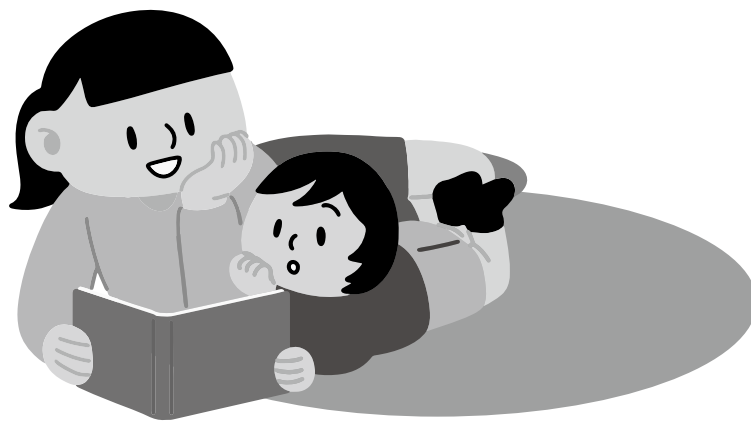
また、図書室職員による出張読み聞かせの実施や保育所（園）、小学校、中学校への団体貸出の実施を検討し、子どもたちが本にふれる機会の拡大に努めます。

#### ⑥家庭における読書の支援

家庭で子どもが本に親しみ、本を通して家族とのふれあいが深まるきっかけを提供するため、ブックリスト（※13）の配布や親子で参加できる読み聞かせ講座などの開催に努めます。また、家読（うちどく（※14））など親子の会話が生まれるような本の活用を推進するなど、家庭における読書を支援します。

#### ⑦ボランティアとの連携

現在、町内には複数のボランティアグループがあり、読み聞かせ等で活躍しています。読み聞かせ等のスキルアップ講座や養成講座を開催するとともに、ボランティア活動の推進、読書活動に係る情報の収集や機会の提供に努めます。また、継続的なボランティア活動を応援するため、イベントや広報等で新規メンバーの募集を支援していきます。



## 5 おわりに

子どもたちに本の素晴らしさを伝えていくためには、子育て中の保護者にその素晴らしさを理解してもらい、その思いを次世代へつなげていくことが大切です。

子どもたちが生活の一部として本にふれ、本を楽しみ続けるためには、いつも本に親しむことができる環境づくりが必要です。子どもにとって最も身近である家庭から始まり、保育所（園）、学校、公民館図書室など、子どもが本と一緒に過ごす場所には、読みたい本と子どもをつないでくれる人や支援が存在しなければなりません。また、子どもの年齢等に応じた工夫を凝らした取組も必要です。

さらに、公民館をはじめ子どもの読書活動に取り組む保育士、教員、学校司書、保健師、ボランティア、家庭などが連携・協力することで情報を共有し、子どもの読書への取組に理解が深まります。この連携・協力なしには、互いの課題やニーズを理解したり、レベルアップを図ったりすることはできません。

このたび、第一次計画5年間の実績を踏まえ、子どもの読書活動のさらなる推進と充実を願って「日高川町子ども読書活動推進計画（第二次計画）」を策定しました。

今後はこの計画の実現に向けて、人的資源を含めた読書環境づくりを進めていきます。子どもの読書活動が具体的・総合的に展開され、子どもたちが生き生きと育つ地域社会が実現することを切に願います。

日高川町子ども読書活動推進計画（第二次計画）策定委員会

### 日高川町子ども読書活動推進計画（第二次計画）策定委員会名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	柏木 昌子	社会教育委員会議 議長
副委員長	小川 吉信	小中学校長会 会長、 社会教育委員会議 副議長
委 員	芝 知子	「おはなしのかい・なかつ りんごのほっぺ」代表
委 員	中本 美千代	「おはなしの会 くるみの木」代表
委 員	三原 章宏	学識経験者（美山中学校 校長）
委 員	久保井 和代	教育研究会 国語教育部会 部長（山野小学校 教諭）
委 員	上野山 絢女	教育研究会 国語教育部会 副部長（中津中学校 教諭）
委 員	吉村 永子	かわべ保育所 所長
委 員	橋爪 富士子	なかつ保育所 所長
委 員	岸 眞美	みやま保育園 園長
委 員	井原 英作	中央公民館 館長
委 員	宮路 礼	教育委員会 学校司書

## 6 資料

### (1) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



## (2) 用語説明

- ※1 ブックスタート (P3)  
赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などを手渡し、絵本を介して、心ふれあう時間をもつきっかけをつくる取組。
- ※2 ビブリオバトル (P3, 7)  
参加者同士で本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める催し。
- ※3 ブックトーク (P3)  
テーマに沿った数冊の本を紹介すること。
- ※4 LLブック (P4, 8)  
誰もが読書を楽しめるよう、やさしい言葉で分かりやすく書かれた本のこと。ピクトグラム(絵文字)や写真・図を使って理解を助けています。
- ※5 電子書籍 (P4, 8)  
単行本や漫画、文庫本などを電子データ化し、それを電子機器の画面上で読めるようにした書籍。
- ※6 アクティブ・ラーニング (P7)  
教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、学生たちが主体的に、仲間と協力しながら課題を解決するような指導・学習方法の総称。
- ※7 レファレンスサービス (P7)  
図書館等の利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、必要とされる資料を検索したり、提供したりすることによって支援する業務。
- ※8 読書の木 (P7)  
読んでみておもしろかった本や、他の人におすすめしたい本についての感想を「葉っぱ」の形をしたカードに記入し、学校図書館などの壁面にあらかじめ貼られた木の幹や枝に貼り付けていくもの。
- ※9 マルチメディアデイジー図書 (P8)  
文字や画像を強調表示しながら、その部分の音声と一緒に読むことができるデジタル図書のこと。パソコンやタブレットなどを使って再生します。
- ※10 読書補助具 (P8)



読みたい行の両隣の行を隠すことにより視覚障害や読むことが苦手な人、集中しづらい人の読書をサポートする補助具。

※11 拡大読書器 (P8)

カメラで撮影した映像をモニタに大きく表示して、文字や写真などを読む機器。

※12 ヤングアダルトコーナー (P9)

13歳から19歳くらいの世代の人たちが興味を持ちそうな資料や本などを集めた図書コーナー。

※13 ブックリスト (P10)

ある基準で選択され、本を薦めたり、紹介したりするために作られた目録。

※14 家読 (うちどく) (P10)

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通して、コミュニケーションを図り、家族の絆を深める取り組み。



日高川町子ども読書活動推進計画（第二次）

令和5年4月

発行：日高川町教育委員会 教育課

〒649-1323 和歌山県日高郡日高川町小熊 2416

TEL 0738-22-8816 FAX 0738-24-0154